

令和4年3月25日

保護者の皆様
生徒の皆さん

京都市立大枝中学校
校長 小田 浩之

4月1日以降の部活動の取扱いについて

平素より、本校の教育活動ならびに長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についてご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校の部活動については、3月18日より一定の活動規定の下で再開しておりましたが、4月1日以降の活動についての新たな規定が教育委員会より通知されました。4月1日以降の活動については、下記の規定に従つての活動となりますので何卒ご理解・御協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

【部活動の取扱い（概要）】

- ア 府内での活動を認める。ただし、宿泊は不可とする。
- イ 府内の学校との交流を認める。この場合、交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- ウ 活動時間は本市部活動ガイドラインの規定する通常の時間※1とする。

※1 部活動ガイドラインで規定する活動時間等

- ・中学校…平日2時間以内、休日3時間以内。平日・休日の各1日休養日を設けること。
 - エ 大会・発表会等の参加については、中体連や競技団体、文化連盟等が主催する公式な大会・発表会等※2への参加を認める。
- ※2 参加する場合は、主催者との連携の下、感染対策を徹底し、保護者の同意を得たうえで、最小限の参加人数とすること。

【部活動実施に係る留意事項（抜粋）】

(1) 活動への参加、健康観察等

- ① 生徒は部活動に参加する際に健康観察票を必ず持参すること。
- ② 健康観察票や日々の観察により健康管理を徹底し、少しでも体調に不安を感じている場合は参加しないこと。
- ③ 同居家族がPCR検査を受検する場合、同居家族の検査結果が陰性と判明するまでは参加を自粛すること。

(2) マスクの取扱いその他について

- ① 登下校、着替え時等や会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。
- ② 活動前後や活動中に大きな声での会話や応援等をしないこと。
- ③ 保護者が運転する車に乗り合わせた生徒・保護者のグループで感染拡大が確認されるなど、ガイドライン上や感染対策上も不適切な状況が散見されているため、より一層の緊張感を持って、感染拡大防止に取り組むこと。

新たな規定の通知が教育委員会から3学期最終日に届いたため、本プリントは春季休業中の部活動に参加した生徒に、隨時配布することとなりました。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。